

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ（第3回）  
議事次第

令和4年6月24日（金）  
10：00～12：00  
（オンライン開催）

- 1 ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- 2 構成員ヒアリング
- 3 質疑応答

（配布資料）

- 資料1 ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて（令和4年6月更新）
- 資料2 「女性版骨太の方針2022」本文
- 資料3 「女性版骨太の方針2022」説明資料
- 資料4 釜野さおり構成員提出資料
- 資料5 神谷悠一構成員提出資料
- 資料6 下山裕子構成員提出資料

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ（第3回）  
議事録

---

1 日 時：令和4年6月24日（金）10:00～12:03

2 開催方法：オンライン（Zoom）

3 出席者：

座長 白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

構成員 岩本 健良 金沢大学人間社会研究域准教授

同 釜野 さおり 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長

同 神谷 悠一 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）事務局長

同 神林 龍 一橋大学経済研究所教授

同 塩見 朋子 株式会社資生堂ダイバーシティ&インクルージョン戦略推進部  
D&Iエンパワーメントグループ グループマネージャー

同 繁内 幸治 性的指向および性同一性に関する理解増進会（LGBT理解増進会）  
代表理事

同 下山 裕子 群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室長

同 杉橋 やよい 専修大学経済学部教授

内閣府 林 伴子 男女共同参画局長

同 吉住 啓作 大臣官房審議官（男女共同参画担当）

同 杉田 和暁 男女共同参画局総務課長

総務省 川原 靖雄 政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官付企画官

4 議事次第：

1 開会

2 議事

ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について

構成員ヒアリング

質疑応答

3 閉会

○白波瀬座長 皆様、おはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私の手元にあるファイルが開かないのでばたばたしています。すみません。よろしく願います。

今日は3回目ということなのですがけれども御都合がずっとつかず、今回初めて御参加いただくことができました神林先生に一言御挨拶のほう、よろしく願います。

○神林構成員 ありがとうございます。

長らく失礼いたしました。ただいま御紹介にあずかりました神林と申します。

ほとんどの方とは初めてお会いすることになるかと思いますが、いろいろと講義等々がありまして、どうしても都合がつかず、ほとんど議論が進んだ後に出てくる感じになっておりますけれども、何か貢献できることがあればと思っております。

専門は労働経済学で、実証研究を主にやっております、欧州、アメリカ、日本も含めてマイクロデータを使った分析を中心にやっております。男女間格差あるいは賃金格差、雇用格差等々についてやっております。もう一つは、統計委員会のほうにも少し関与しております、政府統計の改善等々についても少々関与しております。

今回のワーキング・グループにつきましては、公表されているもの、提出された皆様の資料と第1回目の議事録につきましては目を通しております。どちらかといいますと政府統計をどうするかという観点はまだ薄いのかという気がしないではありません。ですから、政府統計と行政データとの違いでありますとか、政府統計の中でも基幹統計と一般統計はかなり違いでありますとか、そういった点から少し何か言えるのかと考えております。

以上です。

○白波瀬座長 皆さん、大丈夫ですか。私、フリーズしてしまったのです。

○神林構成員 白波瀬さんだけがフリーズしていたような気がするのです。

○白波瀬座長 私だけがフリーズしてしまったのだ。

○林局長 大丈夫です。先生のお声は聞こえます。

○白波瀬座長 みんながフリーズ、私だけと思って、逆ですね。この思考はいけません。

では、重要なことは皆さん聞こえましたかね。神林さん、終わりましたか。

○神林構成員 もう終わっています。

○白波瀬座長 最後の重要な問題の指摘、厳しい問題の指摘のところは私のところでフリーズしてしまったので、私の心の緊張度が出てしまったのかと思って、すみません。

ということで、神林先生は特に統計のほうからいろいろ関わっていらっしやいまして、忙しいことは重々承知だったのですがけれども、皆様お一人お一人も同様ですが、メンバーに入ってくださいました。ワーキング・グループは、終わりというわけではないので、その辺りは御遠慮なく、遠慮してないと思いますが、よろしく願います。率直な御意見をありがとうございます。

では、今日は3回目ということで、まず事務局から資料1について説明があります。その後、

3名の先生方からの御報告をいただくということで、まず、釜野さんから御報告ということなのですけれども、その前に林局長から説明をよろしくお願ひいたします。

○林局長 皆様、おはようございます。

今日も御参集を賜りまして、本当にありがとうございます。

また、神林先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

改めまして、内閣府の男女共同参画局長の林伴子です。

それでは、資料を共有いたします。これまで御説明を申し上げた資料ですが、さらに追加の情報がございますので、今日はそれを中心に御紹介したいと思います。

まず、6月3日に政府として女性版の骨太の方針を決定いたしました。その中に、まさにこのワーキングで御議論いただいているジェンダー統計の観点からの性別欄の検討について記載をしております。女性版骨太の方針というのは、これが決定した本体でございます。

こちらが総理以下、全閣僚に説明した資料でございます。女性版骨太の方針のこのところに、女性の経済的自立というものが一丁目一番地の柱なのでございますが、この柱の中で、女性の経済的自立を議論する上ではジェンダー統計が充実することが大事で、そのためには男女別データを的確に取ることが大事ということで、こうした形で位置づけております。

具体的には「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実に向けて、『ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ』において、各種統計等における多様な性への配慮についての現状を把握し、課題について検討を進め、令和4年の夏頃を目途に取りまとめを行う」ということでございます。まさにこういふことで政府としても方針を決定いたしましたので、ぜひ先生方におかれましては、今年の夏の目途の取りまとめに向けまして、一層の御議論をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、海外につきましては、これまでアメリカの国勢調査の調査票、また、カナダの調査票について御紹介をしました。また、イギリスは実はイングランドとウェールズについてはこの間御紹介したとおりなのですが、スコットランドについても調べました。ちょうどこの6月に国勢調査をやっております。このスコットランドの国勢調査では、まず性別を聞いた上で、トランスジェンダーであるか、あるいはあったことがあるか、または性的指向について任意で聞くということをしております。

また、北アイルランドについても追加的に調査をいたしましたところ、北アイルランドでは、2021年に実施した国勢調査において、まず性別を聞いて、そして、性的指向を質問しています。ジェンダーに関する質問は行っていません。

また、ニュージーランドについて調べてみました。ニュージーランドは「統計調査において性別情報を収集する際の基準 (Statistical standard for gender, sex, and variations of sex characteristics)」を公表いたしました。性別情報を収集する際は「Sex」ではなく「Gender」情報を収集することが基本とされています。

また、性別情報を収集する際の考え方のフローチャートが公表されています。具体的には「Sex」または「Gender」情報がそもそも必要かということで、性別情報が必要でなければ収集

しない、必要ということであれば収集するというので、その際のデフォルトの聞き方は「あなたの『Gender』をお答えください」ということで「male」「female」「another gender」と、可能であれば自由記述欄を設けるというようになっています。

そして、性別情報を収集するというのであればStep2に行きまして、Step2でトランスジェンダーか否かの情報が必要かと、そして、「Sex」と「Gender」の情報を収集する明確な理由があるかということで、いずれの問いにもノーであれば、先ほど申したように「あなたの『Gender』をお答えください」というデフォルトで聞きますということでもあります。いずれかの問いにイエスということである場合には、回答者の出生時性別を把握する必要があるか、十分なサンプルサイズがあって、個人情報厳格に保護でき、かつ結果を正確に分析する能力があるかということで、いずれの問いにもノーである場合には「Gender」と「Transgender」に関する情報を収集するというので「あなたの『Gender』をお答えください」で、「あなたはトランスジェンダーですか」、このように進むと。そして、いずれかの問いにイエスということであれば、こちらのように「Sex」の情報も収集するというので、「あなたの出生時性別をお答えください」という問いが入るといった形です。

また、さらに「Intersex」情報の収集が必要かどうかということで、必要ということであればその情報を収集するというので、例えば「あなたは性的特徴のバリエーションを持って生まれましたか」という質問をするという考え方の整理をしております。

ニュージーランドでは、2023年に国勢調査を実施する予定でございます。先ほど申し上げました基準に従いまして、従来の「Sex」情報に加えて、初めて「Gender」と「性的特徴のバリエーションに関する情報」を収集することとされております。また、結果の公表の際には「Gender」情報を使うことを基本とするということでもあります。また、これまでは「Sex」情報については、その意味するところを明確にせずには収集していましたが、今度のセンサス、国勢調査では、出生時の性別であることを明記しているということでもあります。また、新たに「Gender」や「性的特徴のバリエーション」についてデータを収集する趣旨としては、「より多くの人々が統計データの中に自分の情報が反映されていると感じられるようにするため」及び「性的少数者について、よりよい意思決定ができるようにするため」とされているということでございます。

もう一つございまして、パートナーシップ制度に関する制度の状況についての御報告でございます。導入自治体数は209自治体となっております。そして、つい先週、東京都パートナーシップ宣誓制度の条例が可決して成立したところでございます。この制度は、皆様御案内のとおり、双方またはいずれかの一方が性的マイノリティーであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した旨を宣誓した二者に対して、東京都が受理証明書を発行する制度ということで、制度の運用は今年11月1日からということになっております。

こちらにパートナーシップ制度の交付書類の例について併せて掲載をしています。

また、このようにスマホで見られるような形の受理証明書も併せて公表されているところでございます。

ありがとうございました。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。貴重な情報です。

チャットに既に神林さんから質問が入っているのですけれども、基本的なところなので、局長、今、お答えいただいてもいいですか。これは読めますか。

○林局長 今、読みます。

○白波瀬座長 これは質問し始めたら結構深い質問でもあるのですけれども、神林さん、御発言をどうぞ。

○神林構成員 これはただの確認です。Step2からStep3に進むときに、いずれかの問いにイエスで「Gender」と「Sex」の情報を収集となっているのですけれども、いずれかの問いにイエスだということは、十分なサンプルサイズがなくても回答者の出生時性別を把握する必要がある場合には、「Gender」と「Sex」の情報を収集するというように進むということですね。

○林局長 念のため確認をいたしましてお返事さしあげたいと思います。

○神林構成員 違和感があったものですから、もしかしたら両方イエスなのかもしれないと思いました。

○林局長 確認します。ありがとうございます。

○神林構成員 お願いします。

○白波瀬座長 神林さんの統計からの議論が少ないのではないかとこのころの背景は、前提として大規模調査データの集計とあったことではないかと思うのです。ただ、このカテゴリーのつくり方は、個々人の対象者本人の受け取り方の問題が一つ。もう一つは全体の統計の意味づけに関連した質問だと思しますので、おっしゃったように基本的にはサイズに関わりなく検討すべきということですね。ただ、ニュージーランドの統計局ということなのでその背景や該当サイズはそれなりにあるのではないかと思いますけれども確認がもしありましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○杉田課長 事務局でございます。

ここのStep3への分岐なののですけれども、原本を見ても、いずれの問いにもノー、あるいはいずれかの問いにイエスというところから、それぞれ分岐としてこのStep3、「Intersex」情報の収集が必要である場合にはここに入ってくるという調査票の仕掛けになっているということです。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

○神林構成員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬座長 了解です。

では、これも含めて後ほどまた戻ってきたいと思しますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

これからは3人の先生方それぞれ20分ずつということで、時間が限られていますけれども、質問はその後まとめて行うというやり方で進めますので、メモなりこういう形でチャットで入

れていたいただいたら分かると思います。

では、まず社人研、国立社会保障・人口問題研究所の釜野さんから「社会調査にSOGI項目を含めるーWhy&Howー」という形で、大きい意味でのジェンダーの議論について長らく検討を積み重ねてこられた日本でも数少ない研究者でいらっしゃいます。釜野さん、よろしく願いいたします。

○釜野構成員 よろしく願いいたします。始めさせていただきます。20分ということなので、計ります。

今日はワーキング・グループでお話しする機会をいただきまして、ありがとうございます。

この文脈で何を話すのが一番いいのかと考えた結果、社会調査、全般的なこれは政府による調査も含めた社会調査と捉えています。そこにSOGIの項目を含めるということで、前半はなぜそれが必要なのかということ、それから、特に無作為抽出の大規模調査で行うと何が得られるのかということに焦点を当てて、後半はどうやって捉えるのがいいのかということにつながることを話したいと思います。

私がどのような立場から話すかを分かっていたくために、自己紹介ですけれども、専門は社会学で、特に家族、ジェンダー、セクシュアリティに関しての研究をしておりまして、職場の社人研では一般統計調査などの総務省への申請や、実査もやっております。最近は性的マイノリティの量的調査がメインの関心で、その一つが性的指向や性自認の在り方が人々の経済や健康状態などに与える、そういうことを含めた生活実態への影響の研究で、それをやるにしても適したデータがないというところから始まったので、今回無作為抽出の調査を目標にして進めてきました。ほかにもいろいろな関連するテーマの調査をやっております。

では、なぜというところからですけれども、いきなりですが、こちらは2019年の大阪市民調査、大阪市で行った調査票に含めた設問一覧で、紫の部分がSOGIに関係のある項目、本人のSOGIを尋ねた項目ですが、そのほかの項目を御覧いただくと、家族の状況、人的資本に関わるもの、いじめや暴力被害、仕事のことについて詳しく聞いたり、人間関係をじっくり聞いたり、あるいは右のグレーの部分では経済状況、収入だけではなく未払いなども含めたり、健康に関しても幾つかの項目を入れて設計をしたのですけれども、紫部分を除けば一般的な調査で使われているような内容を調査に含めたものです。

この調査については、大阪市さんとの協議の際も、実際にこの調査票を見た対象者の方からも、性的マイノリティについて知りたいのなら、それだけを調査すればいいではないか、あるいは当事者に困っていることを聞けばそれでいいではないか、あとは先ほどの項目を見て、関係のないことばかり聞いているではないか、何が目的か分からない、こんな調査が役立つのか分からないというコメントがありました。もちろんいいコメントもありましたが、悪いほうをピックアップするとそんな感じになっておりました。

それに対して、回答を下のほうにそれぞれ書いてありますけれども、もちろん当事者に焦点を当てた調査は大変重要で、どんどんやっていくべきです。それによって細かいことが分かる。ただ、一方で、非当事者との比較ができる調査も大事だということを考えて、そちらに私たち

は集中することにしました。だから、当事者だけの調査とそうではない調査の目的が違うものだという理解をいただければと思います。この皆さんに申し上げることではないかもしれませんが。

それから、当事者の困っていることに関してですけれども、ニーズや困難は困っているという形で認識できるとは限らないですね。何となく不調だということであっても、それが自分の性的指向に関係するかどうか、そんなことは実際は分からないわけで、何か不調だ、でも、それが自分なのだ、そういう状態に慣れてしまっていて、こういうことに困っていますとはっきり言えないかもしれない。だけれども、本当はそれが原因かもしれない。それから、性的マイノリティーの権利保障やサポートがない状態で何とか生きてきた場合が多い。生きてこられなかった人もいますけれども、生きた方が今いるわけなので、やり過ぎしてしまっているわけだから、日々困っていると考えるとは限らない。それなので、困っていることだけを聞くのは難しい。これは自分が同性カップルのニーズ調査に関わったときに感じたことですが、いくらどういう政策が必要だと思いますか、どういうことで困っていますかと聞いても、きょとんとされてしまうのです。それはなぜかという、ない状態で頑張ってきてしまったので、今さら聞かれても、という感じなのです。だから、困っていることだけ聞くというのも違う。そういう調査も必要なのですが、そうではない方法でも何か捉えなければと考えます。

関係のない項目だ、というコメントに関して、大体の調査にはいろいろな項目が入っておりますけれども、各設問でその集計結果だけを見るのが目的ではなくて、その項目がないとほかの分析をしたときにきちんとしたことが分からないから入れるものもあるので、一見、何で1つだけ見るとこんなことというものが入っている場合もあるということ、これらのコメントに対して申し上げたいと思っています。

こちらは収入と性的指向の関連ですが、それを知りたいのだったら収入と性的指向だけ聞けばいいのではないかと問われますが、そうではなく、収入に関係するほかのいろいろなことも聞く必要がある。一見、何で実経験年数など聞くのだと。でも、それも考えないときちんとした分析ができないからやっているということがあります。

性的マイノリティーの状況を知るには、いろいろな方法がありますが、量的調査はその一つの方法であって、先ほど申し上げたように当事者を中心にした調査、それから、当事者と非当事者の比較が可能な調査、両方あります。当事者の状況についての調査はある程度蓄積が日本でなされていると見ていて、今までなかったのが比較できる調査だと思います。集め方についても、有意の抽出とまとめてしまっていていいか分かりませんが、多く使われているモニター型ウェブ調査のようなもの、母集団を特定できないようなものもあります。今、推進したいと思っているのが、多くの政府調査で使われているような、あるいは大規模な学術調査で使われているような無作為抽出による調査で、それをやると、当事者と非当事者の比較をして何かが出たら、その結果を、例えば18歳から59歳の日本に住む人が私たちの知りたい集団だとした場合、そちらに対して全員ではなく一部の人を調べただけでも一般化できるという利点がある調査です。規模に関しては、一般的な考え方を聞くような調査であればそんなに大きくある必要はな

いのですけれども、性的指向や性自認という軸を分析に使いたいといった場合、サンプルサイズが大きいほどいいということを見ると、今までなされていなかった調査で今後必要だと思うのは、当事者と非当事者が含まれる無作為抽出による大規模調査だと考えています。

では、そのような調査をして何が分かるのかをお話ししたいのですけれども、こちらは大阪市民調査を行って、自殺企図や自殺未遂経験を、左側はトランスジェンダーの人たちとシスジェンダー・異性愛者のグループを比較したものです。右側はLGBの人たちとシスジェンダー・異性愛者の人たちを比較したものです。全部は説明しませんが、例えば左側の左から3番目「自殺について考えたり、自殺をほのめかす行動をとったりした」に関しては、シスジェンダー・異性愛者のグループでは7.2%の経験があるといったのに対して、トランスジェンダーのグループでは37.5%であったという違いが見られました。この差を統計的に検証したところ、全て有意で、また、ほかのものにおいても有意差がありました。このようなことが申し上げたような調査をやると分かるということです。

こちらに関しても繰り返しになるので説明はしませんけれども、メンタルヘルスの状態についても、トランスジェンダーあるいはLGBのほうがシスジェンダー・異性愛者よりも悪いことが分かりました。

これは大阪市の調査だったのですが、ほかにこのようなデータがある国々では、それらを基にいろいろなことが分析されて明らかにされていて、それが施策につながっていくようなこともありますので、紹介したいのですけれども、これはアメリカの健康や健康に関わる行動についての調査で、2014年から回答者が自分はトランスジェンダーであるかということを知りたいという調査を含めています。実際の問いはこちらに示すとおりですけれども、「わからない／不明」「回答拒否」というのは、これは電話で聞く調査なので、あえて読み上げないで回答者が言ったらそれを記録するので、もともと「わからない」とか「回答拒否」という選択肢があるわけではありません。トランスジェンダーが691人で、シスジェンダーが15万人以上とほとんどでしたが、のようなデータを用いてトランスジェンダーとシスジェンダーの比較分析をしています。

いろいろなことを聞いており、有意差がある項目はこちらにリストしてあるとおりですけれども、体調不良の日数であったり、心筋梗塞の既往であったり、歩行困難などが挙げられました。もちろん有意差が見られなかったものもありました。

ここに示してあるのがその論文の表です。いろいろな事項をたずねており、このようにきちんと検証している。こういうデータがあると比較分析できるということです。

次は社会経済的なことについての比較で、こちらは性的指向と経済状況の関連を多変量解析でいろいろな要因を一度に検討しながら調べるということをやって、これも性的指向がこのようなナショナルのデータに入っていることでできるわけで、結果としては、尋ね方はここに示すとおりなのですが、どのように異性愛者と、この場合はセクシュアル・マイノリティーと言っていますが、セクシュアル・マイノリティーを分類したかをここに説明してあります。このように2つのグループに分けて統計分析をしたところ、こちらに示すような結果が出ました。結果はここに要約しております。

こちら、女性の場合はセクシュアル・マイノリティーと異性愛者を比較すると、大卒未満が多いとか、失業中の割合が高いとか、貧困や、あるいは持ち家の率が低いという結果も出ておりまして、男性に関しては低収入が多いとか、人種による違いなども出てきたという結論、これは人種も聞いているし、セクシュアル・マイノリティーかどうかを判断できるものを聞いているので、このような結論を出せるということです。

つまり、いろいろな調査で、いろいろなことを聞いていますけれども、SOGIという事項を含めると、どの事項についても性的マイノリティーかどうかによる比較分析が可能になるということで、ただ、SOGIによる格差や差異はどこにあるのだろうと考えたときに、これは今まで言われてきたジェンダーと本当に同様で、ありとあらゆるところに関係していると。そのように考えると、この政府の調査であれ、学術的な調査であれ、内容にかかわらず入れていくことを検討してもよいのではないかと申し上げたいと思います。

では次に、どのように聞いたらいいのか。先ほどニュージーランドの例などもありましたが、今回そういう例をいろいろ示そうかと思ったのですが、それよりはそこに至るまでの過程でこういうことをやっていますという紹介のほうが有益かと思っておりますので、そちらにシフトしました。やっている国を見てみますと、大体専門委員会をきちんと立ち上げて、調査方法や文言、本当に数多くの試験的調査を重ねて、設問や調査ガイドラインを提案しています。ただこういう項目がいいのではないかと頭で考えて入れるのではなくて、きちんと検証しつつやっています。かつ一度こういうものいいですと提案しても、継続してそれを検討して、必要があれば調整しています。例えばワーキング・グループ、今回私たちがそうですけれども、指針を出すにしても検証や精査、改善のためにきちんと予算をつけて、研究グループ、検討グループをきちんとつくって、検証していくプロセスをきちんと踏んでいくことが望ましいと思っています。これは余談です。

項目を検討するプロセスをいろいろな国で行っていますが、イギリスの例を挙げてみますと、大体どこでも行うのは、これは今回日本でも行っていますが、諸外国でどのようにやっているか、どういう調査があるか、どういう聞き方があるかの情報を集めることと、実際に量的調査として、実験的な調査として例えば異なる2つの設問を含む2種類の調査票を用意して、回収率を比較するとか、回答の状況を比較するとか、そのようなことプラス、聞き取り調査を多くやっているのが現状です。そういうことがなされた上で、こういう設問がいい、あるいはこういう方法がいい、こういうときは聞かないほうがいいといったことを提案しています。

先ほど紹介した大阪市民調査を行うに当たっては、日本においてどのような設問を使ったらいいのか、ということがまだ検討されていなかったもので、研究はそこから始めた状況でした。自分たちでまず専門委員会ではないですけれども、本当に科研費のあまり多いとは言えない予算の中で項目の検討を行いました。とにかくよい設問は当事者、いわゆる性的マイノリティーに当たる人が嫌な気持ちにならない、傷つかない、答えたくない気持ちにならない、かつ正確に回答できる、正確というか、自分が思うように回答できる、間違っと思ってたのと違うものに回答してしまったということが起きないようにする。プラス、非当事者の人たちが理解できて

間違えずに回答できることも重要で、例えば性的指向の問いを調査に入れたりすると、非当事者は、これは性的マイノリティーについての問いだから自分には関係ないと思ってその質問ごと抜かしてしまったり、あるいは自分と関係ないからと調査票自体に回答しないことも起きますし、あまり知識がないから、例えば異性愛者という言葉だってそれほど普及していないわけですから、何か違うのではないかと思ってほかの回答をしてしまったりということもあるので、そういうことが起きないように設問を考える必要がありました。

そこで、諸外国で行われた様々な試験的調査やその結果として出されたベストプラクティスの例をいくつか見ながら、私たちができることとして、性的マイノリティーと性的マイノリティー以外の両方を対象にしたフォーカス・グループ・ディスカッションや、パイロット調査を、いくつかのバージョンのSOGIの設問をつくってフィードバックを得るために行いました。

今回のこのワーキング・グループのメインのテーマである、性別に関する問いは、案1として、今まであったような「あなたの性別に○をつけてください」という問い、ただ、ここでは出生時の性別ということ特定しました。この文言は後ほど改善されて変わりましたが、この試験的調査の時点ではこのようにやっていました。それから、別の問いとして、現在認識している性別、というように2問聞く。これが案1。

もう一つ、次は案2で、こちらは出生時の性別を聞いて、その上で、今、捉えているあなたの性別は出生時と同じかどうか、という問いをかませて、出生時と同じといった人はそこで終わるのですけれども、そうではなく「別の性別だととらえている」「違和感がある」といった方たちに次の問を尋ねるといのように、問いの数でいうと3問みたいになるのですけれども、その案を検討しました。これは先ほど紹介されたスコットランド、イングランド、ウェールズの直近のセンサスで使われた問いに共通した面があると思っています。

このスライドには聞き取った内容を紹介しています。どちらの案が答えやすいか、なぜかということを知りたい、言葉遣いについて難しいと思うかとかを聞く、説明をどこに入れたらいいか、ここからはあなたの性に関する質問をしますとか、匿名性は守られますみたいなことをどこに入れたらいいか聞いたり、こういう項目があったら調査に答えるか、この項目に答えるかということを知りました。

結果ですが、先ほどの案1、案2に関しては、2問のものよりも3問あったほうが分かりやすい、答えやすいという意見が多かったです。こうした問いに実際の調査で答えるか否かに関しては、いろいろな意見が出たのですけれども、この問いがあるから、また今回は発表していませんけれども性的指向を聞くとか、あるいは性別に関してこれまでより多くの問いがあるために回答をやめてしまう、調査に協力したくない、というよりは、もともと調査が嫌いだという人がいて、その方達はどんな設問であってもどんな調査であっても協力しませんということをディスカッションで話されていました。

結論として、今回の準備調査を経て確定して実際に大阪市民調査で使った設問がこちらのもので、現在、全国調査を企画しておりますが、比較の意味もあるので私たちは大阪市民調査で使ったものを使う予定にはしてはいますが、SOGIに関する人々の知識や認識は変わって

いくので、設問についての考え方も、もっと知識が増えればもしかしたら2問で答えられるかもしれないとか、3問でなくてもいいかもしれないとか、いろいろあるかもしれないので、常にモニターして考えていく。そして実際に調査してみて、反省して改善していくというプロセスは必要だと思っております。

まとめになりますけれども、ジェンダー統計の充実に向けてどういうことができるか。SOGIを含む調査が不可欠だと考えています、本当にいろいろなところにSOGIによる格差がある可能性がある。ですから、国内で行われる調査にSOGIの格差が分析できるものが蓄積していくといいなど。大規模調査と言っていますが、小規模の調査でも、何回も行うような調査であったら何回も行っていくうちに蓄積されたデータを統合して分析できるので、大規模に限らず入れていくことが必要というのと、今、既にあるいろいろな国・自治体の調査、そこにSOGIの項目を入れることで、各領域について追加予算なしでジェンダー統計になる基のデータを集めることができると思っています。もちろん安心して回答できる状況を育むことが重要なので、それは調査の設計で工夫することは必要ですし、社会全体を、回答しても大丈夫だと思えるような環境を整えていくことも必要だと、当たり前のことですが、考えております。

時間がオーバーしていますので、ほかのこともスライドに書きましたが、こちらで一旦終わりとさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

時間が足りなくてごめんなさい。これ以降も御質問等がありましたら後ほどよろしく願いいたします。

では、次の御報告に移りたいと思います。次は神谷さんから御報告をいただくことになっております。LGBT法連合会の事務局長をなさっております。「ジェンダー統計と性別欄を検討するにあたって前提となるトランスジェンダーをめぐる困難について」、20分程度でよろしく願いいたします。

○神谷構成員 それでは、よろしく願いいたします。

私からは、御紹介いただいたテーマということで、私どもは当事者団体ですので、まずはこのテーマの前提になりますトランスジェンダーの困難、なぜこういった検討をしなくてはならないのかというところに特に焦点を絞ってお話をしたいと思います。

連合会の紹介は第1回でいたしましたので、御覧いただければと思います。

ここは男女局の中に設置をされているワーキングであるわけですが、性差別・性暴力とトランスジェンダーとの関連ということで、ジェンダー法学会の理事もされている弁護士の中野先生は、トランスジェンダーや女性がヘイトの対象になりやすい構造は、ジェンダー規範によると言われており、性的マイノリティーに関する差別や暴力の根絶と同時に、そもそも根底にある性差別の撤廃に力を入れてしかるべきだと述べていらっしやいます。

JILPTの内藤先生が当事者にヒアリングをした内容を記述した論文では、40代のトランスジェンダー女性が以前タクシーの運転手として働いていたときに、3人組の男性乗客に公園に連れ込まれてレイプをされ、売上金を全部取られた。性犯罪の刑法改正前ということもありました

けれども、御存じのとおり一般論として、性犯罪・性暴力に関してなかなか扱われなかったり、相談に行ったけれども追い払われたり、二次被害が指摘されるわけです。トランスジェンダー女性にも同じようなことが起きました。結果、パニックが起きるようになって、タクシーに乗車できなくなり仕事を辞めた。躁うつで通院・服薬中という事例を紹介されております。

これは全国自治団体労働組合が行った公務員対象の調査、組織内の組合員に対する調査です。いわゆる性的マイノリティーに関わる問題やハラスメントだけが課題になるのではないかとよく言われますが、いわゆるセクシュアルハラスメント、性的なことについて言われたとか、意に反して体を触られたというものに関して、性的マイノリティーではない男性の3倍、性的マイノリティーではない女性の2倍、性的マイノリティー当事者が過去5年間で経験しているというような結果が出ております。ちなみにゲイ男性も19%出ていましたので、一般的に男性のほうが少ないと言われますけれども、性的マイノリティーであると一定受けやすいということが示唆されます。

また、この問題の前提として、常に男なのか女なのかということ問われ続けるということがあります。そのことに自分自身も周囲からいろいろ言われるので気にし続けざるを得ないということが起きます。トランスジェンダー当事者が書いたエッセイでは「誰かはわたしを『彼』と呼び、誰かは『彼女』とわたしを紹介する。そのいちいちに引き裂かれそう」と。「メイクやファッションの華やかさにときめいて楽しんでいるし、好きという気持ちもしっかりある。まったく主体性がないわけじゃない。けれど、義務感も拭えない。自分のために美しくありたいというより、『女性』として整合性が取れているかどうかいつも不安だから」「男性とみなされたくないのに身体が女性的でないという状態で、男女どちらかであれと迫られ、自分のジェンダーについて常に問われ続けるという経験があなたにあるのかと尋ねたくなる。」とあります。シスジェンダー女性も当然ジェンダーに関する被害を受けるわけですがけれども、その経験とはやや異なる複雑な文脈、背景も指摘されます。

これは最近あった事例で、「弁護士ドットコム」の記事ですが、「キャバ嬢にしか見えない」とか「ハプニングバー通いしてそんな顔だ」ということで、性自認を聞かれたりとか、男性・女性の性的経験を聞かれたりとか、わいせつな言葉を投げかけられた事例が報じられています。でも、何か問題になると「男だから平気だと思った」「これからお前を一人の女性として見る」と。やはり男なのか女なのかということが常にあげられています。そして、謝罪後も手を握られた上で性的な質問をする、原告の陰部に顔を押し当てるといった本当にセクハラ行為、性暴力が行われたということで、今、訴状が上がっているそうです。

私が書いた著書でも事例を出しています。職場の中で上司がわざわざ回ってきて、大声でみんなの前で「アポは取れているか」と。これはトランスジェンダー男性の事例ですがけれども、「手術して男になるんだろう？ 稼がなきゃな」と、まさにジェンダーの規範から男だから稼がなければというところに、トランスの要因も加わってハラスメントが行われています。また、トランス男性がしゃべれば「やっぱり声が高いから元女だね」と言われる、座れば「座り方は男っぽいね」と、都度、おまえは男なのか女なのかということを引き合いに出されるというこ

とも報告をされております。

一方、ジェンダー規範から逸脱する存在とみなされて暴力や排除を受けやすいのですが、今までも御紹介がありましたように、国内統計が大変少ないということでもあります。賃金格差もそうですし、差別の実態が非当事者と比べてどうなのか、シスジェンダーと比べてどうなのかというのは必ずしも明らかになっていません。ただ、釜野先生もおっしゃったように、本人に聞いても困難が当たり前になっているので、何が困難になっているのかが浮かび上がってこない、ある程度言説が流布していないとそれを意識化することもできない状況にあると思われま。だからこそSOGIを尋ねる設問を統計調査に組み込む必要があるのではないかと考えています。

特に性別欄という点で考えますと、まさに男なのか女なのかと常に問われる中でこの性別欄というものができて、そこに「男」あるいは「女」ということを書かされる、特に性自認と違う出生時の性別などを書かされること自体が、自分が自認していない性別に改めて向き合わざるを得ないことになるわけで、その行為自体が困難になっているというのが現状ではないかと思っております。

ちなみに、これに関連して、訳語の問題なども少し議論になりましたので、専門家である針間先生に聞いてまいりました。この方は精神科医でいらっしゃいます、日本性科学会理事長、GID学会の理事でいらっしゃいます。昨年記事を書くときにもお話を伺い、「性自認」と「性同一性」という訳語については、原語の意味は変わらないということでもありますけれども、実は「性同一性」という言葉は間違った定義に誤解されやすいという問題があることや、「性自認」という言葉が実は日本で昭和54(1979)年の訳書にはすでに書いてあったということなのですが、今回改めてこの発表のためにお話を聞きに伺い、時系列で整理をいたしました。

1970年代のジョンマナーという方の古典とも言われる訳書『性の署名』という本ですが、その訳書ではすでに「性自認」が使われておりました。けれども、他方で「性同一性」という訳語も使われておりました。ただ、医学の中で「Gender Identity Disorder」を「性同一性障害」と訳したことで「性同一性」という言葉がよく使われるようになったのですけれども、「性同一性」という言葉だと今度は「心と身体的一致」という安易な誤解、つまり、アイデンティティという概念ではなくて、単に、おまえは心と体と一致しているのか、あなたは一致していますかと。今でもそういう報道なども見かけますけれども、そういうアイデンティティという概念を誤解させるような言葉として使われてしまうので、「性自認」という言葉が多く使われるようになったという経緯があるそうです。私の補足として、医師会の方などが文科省で委員として参加をして作成された「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、あるいは看護協会出版会が出している助産師のテキスト、公認心理師試験の出題基準、最近では社会福祉士と精神保健福祉士の試験の共通問題、日本社会学会がまとめている『社会学事典』、『現代社会学事典』、学会の提言、その他様々なところで「性自認」という言葉が使われております。

『現代社会学事典』は「性自認」の解説の中に「性同一性」と示し、同じ言葉だとしていました。伺った話に戻しますと、今日でもどちらも訳語としては使われている状況です。学術の中

では「Gender Identity」というのはだんだん使われなくなりつつあって、「Experienced Gender」という概念を通じて、いわゆるトランスジェンダーを捉える方向へ今、変わりつつあるそうで、その訳語をどうするかという検討が行われていると伺いました。

また、当会の代表理事の原ミナ汰は、Xジェンダーの当事者ですが、これまでの経緯をコメントとして預かってまいりました。先ほどの誤解というところについて、Xジェンダー当事者の立場から捉えると、性のスペクトラム、性は多様な性であってグラデーションである、連続体、スペクトラムであるという概念と実態が理解されないまま「性同一性」という言葉が広がったことで、先ほど申し上げたように、心と体の性別が一致していないから体のほうに心を合わせればいいのか、あるいは男か女かどっちかにしろよとか、あるいはそういうバイナリー、Xジェンダーやノンバイナリーをわかっていないような方が出てきて、そこでわざわざ自分の自認はこうですよと言わなければいけないような状況が出てきた。そこで、「性自認」という訳語が多用されるようになって、現在に至ると。先ほどの誤解について、当時を知るXジェンダー当事者から見るとこのように言えるとのことでした。

少し話がそれましたけれども、先ほどの話に戻りますと、男か女かと問われ続けて、自らも気にせざるを得ない状況の中で自認する性別と異なる性別を書くことは、自らの人格を自ら大きく傷つける行為になるのではないかと、性別欄はこのような人格を傷つける、それを迫る仕組みや装置になっているのではないかと思います。だからこそ、ジェンダー統計において工夫が求められているということ、まず1点申し上げたいと思います。

また、少し変わりますけれども、この性別欄に性別を記載することによる差別や排除事例というものを紹介しております。例えば出生時の性別と見た目が違ったのでしょうか、履歴書の性別に性自認、現在生活している性別を記載した結果、面接などで「詐称だ」と言われたということでもあります。あるいは雇用保険や社会保険になりますと、性自認がどうであれ今のところ法的な戸籍上の性別を提出しなければならないということになるわけですが、それによって差別されたりとか、解雇されたり、異動されたりするのではないかとということが懸念され、アルバイトなどを複数掛け持ちして正社員を忌避するということでもあります。あるいは公的な書類に不用意に性別欄があって、それと外見が違うので本人が確認できない、だから、行政サービスなどが受けられない、事例も報告されております。これは私どもが専門機関に寄せられたもの、あるいは加盟団体から上がってきた現場の声を基に取りまとめた困難リストから抜粋をいたしました。

これはあくまで参考で、サンプルが少ないのですが、埼玉県が行った調査で、失業中が1割、正社員が3割となっています。サンプル数が30しかないので本当に参考値ですがけれども、御紹介いたします。

また、これはILOが平成25(2013)年に出したパイロット調査を踏まえたレポートですが、トランスジェンダーというのは最も厳しい形の職場の差別を受けるのだということでありまして、フォーマルな雇用から排除されると言っています。

このようなことから、性自認と異なる性別を回答する、せざるを得ないことによって差別的

な取扱い、そもそも就職ができないとか、自ら忌避してしまう場合、あるいはハラスメントを受けてしまうことが考えられるわけです。女性の募集・採用は、NHKの番組になってはいますが、昭和60(1985)年に男女雇用機会均等法ができてから、容姿端麗とか、縁故とか、そういった今までは考えられないような条件の募集がなくなったということを考えますと、募集・採用の差別を禁止することでこうした事態を抑制することは考えられますが、そういった法の制定は進んでおりません。また、トランスジェンダーからは、そもそも性別欄というのは、その性別欄があることによって差別を受けてしまう、そのような装置のように見えているという側面もあります。

また、アウティングもあります。性別欄に性別を書くことによって、自分が当事者だということが暴露されて、差別的取扱いやハラスメントを受けるのではないかという懸念もあります。学生証に性別欄があって、それが見た目と違うということで、暴露された。社員になって社保の情報などを出すときは人事に言わなければいけない場合もありますが、カミングアウトしたところ、人事が勝手にどんどん暴露してしまった。あるいはさきほど挙げた正社員忌避の話も再掲していますが、背景にはアウティングの懸念もあるわけです。先ほどの「アポ、取れる？」という事例もそうです。管理職としてももしかしたら何かで性別情報を知らなければいけない、あるいは何かで知った、そのことを管理職自体が大声で言うてしまうということはアウティング被害の事例という側面もあります。

このように、性別欄が何の調整もなくあると、生活上、仕事上の性別と異なる性別を回答する、せざるを得ない場合に、情報の漏えいや暴露によるアウティングの被害が起きます。なお、アウティングというのは、差別的な状況がある中でなされることで、差別的な取扱いやハラスメントを引き起こす、だからアウティング行為が意味を持ってしまうわけですが、このような被害を起こします。一方、性別欄だけではなくて、例えば氏名の「名」のほうの通称使用ですね。これは民間企業などではできるようにしているところもあると思いますけれども、いわゆる「男性」のように見えて、お名前も太郎さんとなっているのだけれども、戸籍上の性別は女性となっている、あるいはその逆のパターンであるとか、いろいろなパターンが考えられるわけですが、下のお名前で性別が判断されることもありますので、そこも実は関係をしてくるよということは指摘しておきたいと思います。

性同一性障害特例法があり、これで法的な性別を変更することで性別欄の問題は回避できるのではないかということも言われます。しかし、それも全部解決するわけではないのですね。また、ハードルが大変高いことも指摘をされています。その要件の撤廃等々についてはいろいろと議論されております。誤解をされやすいので申し上げておきますけれども、5つの要件を撤廃したとしても、日本の法律においては医師の診断書がないといけないという立てつけになっています。この点は日本学術会議などが批判をしており、賛否が分かれるところです。

今の特例法に関連して、簡単にあなたは法的な性別をかえればいいのではないかとされることもあります。手術を受けたり、あるいはホルモン治療を受けたり、そういった医療的な行為を受けることによって寿命がどう変化するかというデータは明らかではありません。

経済産業省事件でそういったことを言われて違法になっています。ほかにも性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは法律上保護された利益であるというべきである、というのは、経済産業省事件の高裁の判決でも出ているということでありまして、到達点として確認をしておきたいと思います。

私ども当事者団体の提案としては以下のとおりです。前提としてトランスジェンダーの困難を十分に踏まえるべきだということは、まとめをいただく場合にはしっかりと明記をいただきたいし、内容にも入れていただきたいと思います。その前提の上でジェンダー統計の必要性を認識しており、私どもとしては一律の性別欄の排除は憂慮をしております。ただ、SOGIを含めた包摂的な、これは杉橋先生や釜野先生もおっしゃっておられましたけれども、包摂的なジェンダー統計の在り方を模索すべきではないかと思っております。具体という中では、取得・表示する必要性のない性別欄についての洗い出しが必要であると。統計分析とは関わりがないのに取得したり、あるいは、これは岩本先生もおっしゃっていましたが、表示している場合が多いので、そこはなくていいのではないかと。あるいは、他の統計との兼ね合いで取得しなくていいものを洗い出す必要があるのではないかと思っております。

性別欄を設ける場合は、その理由と、そして、何の性別情報が求められているのかを明記すべきだと思います。雇用管理上の性別なのか、生活上の性別なのか、性自認なのか。雇用管理上といっても、性自認に基づいて働かれている場合もあれば、今、日本社会の状況ではカミングアウトできない場合もあると思います。仕事で働かれている性別と、日常生活、プライベートはどのように過ごされているか、いろいろな場合があります。どの性別情報、どの時点なのかを聞くことが大事になるかと思えます。また、以前ISOの話を少しいたしましたけれども、私が調査をしたところ、この6月1日に、実はISOの基準ではノンバイナリーなどを十分に表せないのではないかとという批判もあったようで、性自認ではなくて「Sex」のほうのコードなのだという整理を改めてされたそうです。一方、先ほど事務局から御紹介いただいたニュージーランドの例などでありましたけれども、実務に資するという観点から、今申し上げたようなことをフローチャートなどで示すことが望ましいと考えております。

また、補足的にということで、何回か私も発言をさせていただきましたが、差別的な取扱い、不利益的な取扱いを防ぐために、ポジティブアクションを除きますけれども、取得した性別情報を評価に用いないということが重要です。また、プライバシー保護の厳格化、これはアウティングの懸念などもあります。職場に関しては労働施策総合推進法で性的指向と性自認が「機微な個人情報」になっていますが、それ以外の場面は全く何も規定されていないということです。そういったところをカバーする。あるいは当事者の不安ということでは、調査を実施した際に、この情報が適切に保護されるのか不安なのでできるだけ説明・明示をしてほしい、あるいはいろいろ分析をされる際に個人を特定する情報と切り離すというやり方についても検討いただきたい。一旦時間なのでここまでとさせていただきます。ありがとうございました。○白波瀬座長　ほとんど時間どおりということだったのですけれども、ありがとうございました。

では、今日最後になりますけれども、3つ目の御報告に移りたいと思います。群馬県生活こども部生活こども課の男女共同参画室長であります下山裕子さん、よろしくお願いいたします。20分程度でお願いいたします。

○下山構成員 群馬県の男女共同参画室の下山でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、群馬県が令和2年度と3年度に行いました「申請書等における性別欄の見直しに係る調査」について、御説明をさせていただきます。

初めに、この調査の概要についてでございます。趣旨・目的ですが、LGBTQ等の性的少数者に対する理解や配慮を求める動きの広まりを踏まえまして、本県の申請書等における性別欄の実態を把握するとともに、性別欄の見直しが可能かどうか各所属で検討してもらうために調査を行いました。対象文書につきましては、以下に記載してあります文書のうち、性別欄に係る欄がある文書ということになります。1つ目は、県民が県に提出する文書で、申請書、届出書、報告書、申込書等になります。もう一つは、県が県民に交付する文書で、証明書、通知書、許可証、アンケート等ということになります。

続きまして、調査を行う対象所属については、知事部局、会計局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会、各種委員会ということで、この各種委員会とありますのは、具体的には人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局になります。この対象所属において性別欄の見直しが可能かどうか、その可否を判断いたしました。

次に、調査期間と方法ですが、第1回目は令和3年の1月から2月にかけて行いました。ここに記載するのを忘れてしまったのですが、調査基準日は令和3年1月31日ということになっております。申請書等における性別欄の実態を調査しまして、併せて性別欄の見直しを依頼いたしました。第2回目は令和3年9月から10月にかけて行いまして、調査基準日は令和3年10月1日といたしました。第1回目の調査において、性別欄の見直しが可能とされた文書につきまして、見直しの結果を追跡調査いたしました。

次に、具体的な調査の内容とその結果についてでございます。第1回目の調査内容は黒字の部分になります。まず一番上の性別欄の記載がある申請書等がどれぐらいあるかということ把握いたしました。その中でAとしているのですが、法令や国の要綱、通知等で様式が定められている申請書等、要するに、県に見直しの裁量がないものを抽出しました。それがAなのですが、それ以外のものについてBとしていますが、こちらは県に見直しの裁量があるものということで、それを(1)から(4)に分類をいたしました。(1)は性別欄の廃止が可能であるもの、(2)はこの調査を行った時点でもう既に性別欄の表現方法の見直しを行っていたものでございます。(3)は今後、性別欄の表現方法の工夫が可能であるもの、(4)は必ず性別欄の記載を必要とするものとなります。(4)の必ず性別欄の記載を必要とするものにつきましては、次にある①から⑥までに当てはまるかを見まして判断をしてもらいました。この部分につきましては、前回、岩本先生に宮崎市の例をお示しいただいたと思うのですが、そのものとほぼ同じであるかと思っております。

各所属でこうした分類をした結果、赤字で示した件数となります。性別欄の記載がある申請

書等は全体で543件ありまして、県に見直しの裁量があるものが409件、そのうち廃止が可能と判断したものが276件、既に表現の見直しがされているものが17件、今後、表現方法の工夫が可能であるものが29件、引き続き今後も性別欄の記載を必要とする申請書が87件という結果になりました。

(1)の性別欄の廃止が可能である申請書等と(3)の今後、性別欄の表現方法の工夫が可能であるという申請書を足しました305件が今後見直し可能というもので、規則改正など廃止等に向けた手続を進めてもらうように依頼しまして、その結果どうであったかということを確認した調査といたしました。

第2回の調査では、第1回の調査の先ほど言ったように305件につきまして、さらに調査をしました。(1)で精査した結果、調査対象外であったものが8件ございましたけれども、ほかには(2)の性別欄の廃止または表現の見直しを行ったものが220件、(3)の調査時点ではまだできていないのですけれども、今後性別欄の廃止または表現の見直しを行う予定と回答されたものが47件という結果でした。(4)につきましては、精査した結果、統計上必要であるとか、性別により配慮や対応を区別する必要があるとか、本人の確認のため必要という理由で、30件が今後も必ず性別欄の記載を必要とするものと区分されたところです。

第2回の結果で、305件中(2)と(3)を足しました267件が、性別欄の廃止または表現の見直しをしたものとなりました。これに、第1回の調査で既に性別欄の表現方法の見直しを行った17件を加えますと、計284件で廃止、見直しが行われたという結果になりました。

計2回の調査で、各所属の判断により性別欄の廃止、表現の見直し等を行いました。分類された具体的な文書例につきまして御説明をいたします。まず、性別欄の廃止を行った文書でございます。主なものを列記しております。一番上の県有施設使用承認申請書でございますけれども、これは具体的な事例といたしまして、右に様式を表示いたしました。小さくて申し訳ないのですけれども、私どもぐんま男女共同参画センターの使用承認申請書の例でございます。改正前は生年月日の右に性別を設けていましたけれども、削除いたしました。性別欄を集計して活用することもないため、必要なしと判断したところでございます。そのほかの例といたしましては、行政財産使用許可申請書やボランティア応募用紙、企業登録申請、あとはアドバイザーとか推進員の申込書、研修の受講の申込書、県営住宅の入居関係書類とか、いろいろお話が出ております県職員の採用試験受験関係書類、公立高等学校の入学者の選抜願書などがございます。

次に、性別欄の表現の見直しを行った文書でございます。表現の見直しといっても幾つかあるのですが、まず、選択肢を設けずに空欄(任意)としたというものでございます。講座の受講者のアンケートでありますとか、研修の受講者の申込書がありました。次に「その他」の選択肢を加えたものですが、県民意識調査の調査票、または講演会のアンケートなどです。右上の「答えたくない」の選択肢を加えたものにつきましては、通信員応募用紙や相談カードとなっております。「記載は任意です」という文言を加えたものにつきましては、人材バンク登録の申請書、研究生の入所関係書類、展示会のアンケート、参加者のアンケートがござい

ました。

次に、今後も性別欄の記載を必要とする文書と判断したものでございます。まず、統計上、男女別データを収集する必要があるとしたものですが、キャンペーンの応募用紙、展示会のアンケート、県民の意識調査の調査票、入校願書、県有施設の利用申込書などがございませぬ。男女共同参画センターの事業関係のアンケートにつきましても、男女の置かれた状況や課題を把握するというところで、ここで必要としていたようです。

右側ですけれども、男女共同参画の観点から収集する必要があるとしたものでは、男女共同参画推進委員会というものがございまして、そちらの委員の推薦書ということで、こちらは条例で性別の割合が決められておりますので、必ず必要となります。また、審議会の女性参画率は男女共同参画を推進する上で大変重要な指標になるということで、審議会関係の用紙というものが入ってきております。

次に、医療上の性別情報を収集する必要があるとしたものは、病院の診療申込書などとなっております。

また、性別により配慮や対応を区別する必要があるとしたものにつきましては、県職員の採用における履歴書や身体障害者手帳の交付申請書、宿泊をするようなイベントの参加の申込書、学校の研修申込書、入寮願や区域外就学関係書類などがございませぬ。

また、本人確認のため収集する必要があるとされたものは、ある乗り物についての使用の関係の書類とか、手当の関係の書類、そういったものがございませぬ。

最後にまとめとしたのですけれども、今回の申請書等における性別欄の見直しに係る調査において、性別欄に係る欄がある文書は543件ありました。そのうち見直し済み、または見直し可能とされた文書は284件で、52.3%が性別欄の廃止または表現の見直しを行ったという結果になりました。

性別欄が必要かどうかは、その文書が何を目的としているものか内容を把握している所管所属による個別の判断が必要になってまいります。同じような県有施設の使用承認申請書、利用申込書等であっても、一方では男女欄を廃止している場合もありますし、統計上男女別のデータを収集する必要があるという判断もございまして、所属によって判断が異なっている状況でございませぬ。アンケート調査などもかなり判断が分かれているような結果でございませぬ。ここに統一的な基準を設けるのが難しい状況と書いたのですけれども、今回の調査をしまして、その結果として判断が統一されていない部分はあったのではないかと感じているところでございませぬ。今後も不必要な性別欄は廃止する必要があると思ひますし、一方で、ジェンダー統計上必要な男女別データは取得できるようにしなければなりませんので、このワーキングで勉強させていただきまして、所管課でも適切な判断ができるような基準を見つけられればと思ひております。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○白波瀬座長 ありがとうございました。

現場の問題というところで貴重な御意見をいただきました。大変ありがとうございます。

皆さんお時間をしっかり守っていただきまして、現在11時20分ということで、10分ほど私が最初にどたばたしてしまったので遅れています。これから意見交換をしたいと思います。手を挙げていただいてもいいですし、リアクションでやっていただいても結構なのですけれども、3つの御意見がありましたし、最初に局長からの説明もありましたが、御自由な形でお願いしたいと思います。

ただ、今日は繁内さんが早めに出なくてはいけないということをお伺いしていますので、もし早めということであれば最初に御発言をお願いします。繁内さん、何かありますか。

○繁内構成員 御配慮いただきまして、ありがとうございます。

下山さんにお尋ねしたいのですけれども、いろいろなところに先駆けて先駆的にお取組をいただいているという御報告をいただきまして、なるほどというところも多々ありました。勉強になったのですけれども、1点確認をさせていただきたいのですが、私が前回プレゼンテーションをさせていただいた際にも申し上げましたように、そもそもこの性別に関することに関してこの自認する性だけで認めているのかということ、全体としてまず大前提として検討なさったのかどうかということです。多くの国民の皆さんは体に違和感がある、自分の思っている性別と体のつくりが違うのだ、そこの性別に違和感があるということ、これを大前提にして判断すると思うのですけれども、スタンダード、いろいろなところで言われている問題になっているところは、体自身には違和感はないのだけれども、精神、心に違和感がある、心だけに違和感がある、その心に違和感がある人たちが望む性別で生きていけるかどうかというところで様々な問題が起こってきている状況かと思うのです。ここは大事なところなので、大前提として、この議論をする前に、制度を決める前、廃止するかしないか、聞くか聞かないかという前に、そもそもトランスジェンダーの定義について検討なさったかどうか教えていただきたいと思います。

○白波瀬座長 下山さん、お願いいたします。

○下山構成員 御質問ありがとうございます。

今回の調査を行うに当たって、おっしゃいました大前提というところについては、特にこちらから示したということがない状況で調査は始めております。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

何かありますか。

○繁内構成員 よく分かりました。

いろいろなことでこれから先は検討していかないといけないと思うのですけれども、トランス女性、男性から女性のトランスジェンダーについてはたくさん御報告が神谷さんからあったと思うのですが、その反対側ですね。女性から男性へのトランスジェンダーで、精神だけ、心だけに違和感のある人の性別変更をしたというところで、イギリス等でも報告がありますように、女性の加害者とする性犯罪が増えているというような、男性から女性、女性から男性という移行の非対称性というところもあるかと思うのですけれども、ここは私だけではなくて様々なところから指摘をされている問題点だと思うのです。この非対称性ということについて、

性犯罪のデータそのものを見えなく、身体女性、生物学的には女性が被害者になる場合が圧倒的に多い中で、心の性というか、自認する性だけで女性と性変更した場合に、女性への犯罪が非常に増えているという辺りについて、神谷さんに御意見をお伺いしたいと思うのです。

○白波瀬座長 では、神谷さん、いかがですか。

○神谷構成員 ありがとうございます。

まず、ジェンダー規範からの逸脱という観点で申し上げますと、「いのち リスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン」さんの「LGBT学校生活実態調査(平成25(2013)年)」によると、トランスジェンダー女性は78%が言葉による暴力を、また48%が身体的暴力を受けており、トランスジェンダー女性がLGBTの中でも身体や言葉による暴力を一番受けているということが出ていました。

この結果を見ると、トランスジェンダー女性というのは大変標的になりやすいということが示唆をされるわけです。

また、繁内先生の御質問のうち、トランスジェンダー男性についての事例が少ないのではないかと話もあったかと思うのですが、トランスジェンダー男性の事例については、声が高いから女だろうとか、座ったらその座り方は男だろうという事例などを出させていただきました。逆にトランスジェンダー女性については、性暴力・性犯罪が起こって被害者になってもなかなか対応してもらえないという事例を紹介したところでございます。

これはいろいろな調査で出ておりますけれども、性暴力被害の統計データは出ていたかと思いますが、加害について明確に何か根拠のある統計データがあったというのは聞いておりません。そのような言説が出回っていることは認識しておりますけれども、今まで申し上げたようなジェンダー規範からの逸脱という観点から考えても、そこは慎重に見ていくべきではないかと考えております。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

下山さんの御報告に戻ってよろしいですか。繁内さん、よろしいでしょうか。

○繁内構成員 ありがとうございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

ここで各調査について必要かどうかということをお伺いされたのですが、性自認の定義をされてからかという御質問と関連するのですが、必要としているかどうかの判断基準、この辺りは明文化されて御判断というやり方をされたのか。今も問題点として指摘もされておりますけれども、結局見てみると横並びというか、それぞれの群馬ならば群馬の中の統計の比較等をするときに判断がずれていた場合について、こちらはもうなくなってこちらはあるとか、あるいは表記もこちらは見直しをしたのだけれどもこちらはそのままとか、その辺りの問題なり議論は出ていませんか。

○下山構成員 御質問をありがとうございます。

そもそもの大前提もないままに始めてしまった調査ではあったのかと思いますし、それぞれの所属でしかどのように活用するのかが分からない部分もございますので、一概にアンケート

だから同じとかという判断がなかなか難しいところはあるかと思います。最終的に報告が上がってきた時点で調整をしたかどうかというところではございますけれども、なかなか個別に担当課としてそれぞれにお話をさせていただくことはなかったものですから、今回こういう御報告をさせていただいたことをきっかけに、統一的なものができていなかったのではないかと、ところが反省点ではあるとは思っています。こちらでその分類は違うのではないかと、ということを、各所属に伝えているという形はなかったということでございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

神林さんから手が挙がっています。お願いいたします。

○神林構成員 ありがとうございます。

まずは確認なのですけれども、下山さんに確認しておきたいのですが、一つはこの統計上の必要性の意味なのですけれども、この統計ではこういう項目を集計するというのがあらかじめ決まっていて、統計法などはそうなのですが、それがあるのでこれを集計しなければいけないという意味なのでしょうか。統計上という意味がよく分からなかったのもう少し詳しい説明をいただければと思います。

もう一点が、これは個人的な感覚で結構なのですけれども、数えてみると、計算上、群馬県の手のうちにある409件の中で7割ぐらいが見直しできることになると思うのですが、逆に言うと見直しできないのが30.6%、3割ぐらいあったということは、これは高かったというか、こんなに見直せないものがあるのかと思ったのか、それとも意外に見直せるなと思ったのかという感想をお聞きしておきたいと思います。2点お願いします。

○白波瀬座長 下山さん、お願いいたします。

○下山構成員 御質問ありがとうございます。

統計上の男女別のデータを収集する必要があるという部分なのですけれども、各所属での判断という形になっておりましたので、先ほど先生のおっしゃった統計法上必ず必要だという項目について回答してくださいということまでは、こちらで指示をしていなかった状況でございます。それなので、単なるアンケート調査というのですか、それぞれの所属で事業を行った際に取りようなアンケートとか、そういったものも所属が統計上取るのだという判断になったときにそこに入ってきてしまっているということでございます。前回もその辺の基準が曖昧だというお話もございましたので、確かにそうであったかというところは反省点ではございます。

もう一つの御質問ですけれども、県で裁量がある409件のうち7割程度の見直しができるという結果になったことにつきましては、結果として、感覚としては難しいところではあるのですけれども、妥当なところだったのかと。ほかに比較するものがございませんので、感想というところでは難しいところです。

○白波瀬座長 皆さんの意見が集中するという事は、とても重要な第一歩ともなる調査、検討をされたという意味だと思うのです。もちろん厳密なところではこれからの改善点がありますので、それはぜひ採用していただけると、群馬様の結果がいろいろ全国的にも展開できるという非常に重要な位置づけなので、高い期待だと御理解ください。ただ、そのときに7割の感

想をおっしゃっていただくのか、神林さんみたいに3割をどう思いますかという質問です。3分の1の人はそんなもの変える必要もないし、変えられないよとおっしゃっているということですね。これも感想を言うのはいろいろお立場的にも難しいかもしれないけれども、なかなか貴重な具体的な数字だと思います。これをどう解釈されますか。

○神林構成員 壁といいますか、3割もあるのだと考えるのか、それとも3割しかないのだと考えるのかで、このワーキング・グループの立ち位置が変わってくると思いますので、この辺りは現場の方の感覚は知っておいたほうがいいのではないかと思うのですね。それで質問をしたわけなのですが、答えるのはちょっときついですかね。分かりました。

○白波瀬座長 でも、そういうことを議論するのがこのワーキングなので、そういう意味でいろいろな社会統計がありますし、神林さんが御指摘されたように厳密さが大事ということもありますが、別の意見もありますので、いろいろな立場で言っていただければ本当にいいです。

林局長、どうぞ。

○林局長 ありがとうございます。

この群馬県庁の試みは非常に貴重だと思います。なぜならば、同じようなことを私どもは中央でやらなくてははいけないわけです。おっしゃっておられたお話、県庁だとそれぞれの部局ということになりますけれども、今度は私どもは役所のレベル、何々省、何々庁のレベルで考えていかなくてははいけないことで、恐らくそれぞれの調査について性別欄が必要なのか必要でないのかというのは、もちろん我々も思うところはあるのですが、他方で、現場の判断とまさにその役所、各省が判断しなくてははいけない、現場の行政の中で必要かどうかということ判断しなくてははいけない側面があるので、大変これはお取組をされるときに御苦労は多かったのではないかと思います。どうしてこれを残すのかということは、あまりそれぞれの部局と議論されなかったということですので、今後、我々も霞が関でそれをやる場合には議論をするということも考えなくてははいけないのだらうと思います。現場の意見をちゃんと聞きながら、他方でそれぞれの当事者の方々の思い、お考えも我々はたくさん伺っているわけですので、そういう意味で議論をする場をつくっていくのも大事と今日伺っていて思いました。

また、統計は、基幹統計、一般統計に加え、業務統計というものがございます。例えば有効求人倍率はハローワークの業務統計でございますし、出入国管理統計は出入国管理をやっている業務から出てくる業務統計でございます。そういう意味では、業務の現場の人はあまり必要性を感じていないけれども、実は統計を分析する立場からは大事なデータなのでありますということもあるのだと思います。その視点も入れながら、性別欄の記載の必要性について議論していかなければいけないと改めて思いました。

群馬県庁さんの試みは大変参考になりましたので、感想を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○白波瀬座長 大変ありがとうございます。

いかがですか。今の林さんの知見というか御意見、すごくある意味で本研究会の根幹的のところだと思います。現場からの意見を我々は決して無視はしないし、丁寧に上げていきたい。

ただ、現場からの意見だけで全体を足し算で決めるわけには恐らくいかない。そこで一つの指針なり見解を示すときに、説明責任が出てくる。そこでどういう判断をするかは、ある意味で指針や意のもとに出していくというやり方だと思います。そこは何層かに問題が重なるというか、調査は調査員さんもいらっしゃるし、調査を受けるほうもあるし、一方的に上から統計局の何とかですと依頼を一方的に流していくのはあまりよろしいことではないというか、その中で不必要な無理がかかると結果的に望ましくないことになってしまうことになります。

岩本さんから出ています。よろしくお願いいたします。

○岩本構成員 非常に丁寧に分類して性別欄の見直しをされているということをお数字を挙げながら御説明いただき、非常に参考になります。

2つお伺いさせていただきたいのですが、一つはこうやって見直していただいたことに関して、書類によって直接住民にという書式も、あるいは県から県内の市町村を通じて住民の方にという書式もあるかと思うのですが、それらを含めて住民や県内の市町村の反応はどうか。

もう一つは、市町村によっても私も報告させていただいたように性別欄について徐々に見直しもなされつつありますが、そういう改訂した書式を自治体の現場の担当者の方がスムーズに把握して、住民の方が記入する書式にスムーズに反映できているのか。膨大な書類があるとと思うので、なかなか御苦労されている面もあるのかとも思います。その辺り、どんな感じか差し支えない範囲でお伺いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○白波瀬座長 下山さん、集中してしまっておめんなさいね。次は別の方に振ります。

○下山構成員 御質問ありがとうございます。

最初の御質問ですが、県内の住民や県内の市町村の反応はどうかということでございますけれども、私どもも今回の調査の結果をそれぞれの部署でやっていますので、どういった反応があるかというところまでは追いかけていない状況でございます。例えばぐんま男女共同参画センターの使用の許可などの書類につきましては男女欄をなくしておりますけれども、特にそこに関してこれはよかったというお話を聞く機会もなかなかない状況でございます。その辺で皆さんにどのような捉えをしていただいているのかは、実際に肌感覚で分かる部分は今はない状況でございます。申し訳ありません。

○白波瀬座長 今の岩本さんの質問ということで、いいですか。

神林さんから来ていて、私は次に移りますよと言っているのですが、スルーしてもいいですと気を遣ってもらっているのですけれども、これは重要な点なので、神林さん、一言お願いします。

今、自治体という現場のというところで、いち早く検討会を立ち上げ検討されたということのスピード感は物すごく重要だと思うのですけれども、どの規模で何を母集団として調査をするのか、ということがあります。釜野さんの御報告でもあったように、全国を対象に、レファレンスグループとの比較をもって特定グループの特徴なり共通点を明らかにしていくことは重要です。ただ、当事者ということで、トランスといったとき、一方向だけのトランスですので一方向だけではありません。繁内さんからも御発言がありましたように、御自身のお体のことと心の話は一筋縄ではいかないと思います。セクシュアリティの問題ではありませんので、

この辺りで御発言がまだなかった方、いかがでしょうか。誰かいらっしゃいますか。

杉橋さん、何かありますか。

○杉橋構成員 下山さんの報告への質問が実はあるのですが、よろしいでしょうか。

○白波瀬座長 ごめんなさい。どうぞ。いいですよ。

○杉橋構成員 性別欄の廃止または表現の見直しが220件と最も多いのですね。その廃止と見直しの内訳は何件ずつかというのは分かりますか。すでにお話しされていましたらすみません。

○下山構成員 2回目の調査で220件の内訳なのですけれども、見直しが207件で、廃止が13件ということになります。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

今、神林さんから手が挙がっていたみたいですが、別の方への質問ですかね。お願いいたします。

○神林構成員 釜野さんの調査の点で確認しておきたいことが3点ございまして、標本サイズが4,300弱、大阪の調査が典型例になると思うので、それを題材にしたいと思うのですけれども、この標本サイズはどのように評価していますでしょうか。

それと関連するのですが、回答のバイアスの問題です。バイアスというのは「男性」「女性」と「その他」という3択にした場合、本来だったら「その他」に回答をするべき人が「男性」もしくは「女性」に回答している可能性もあると思います。言い方は悪いですが、うそをつくというインセンティブがこの手の調査にはあるわけなのですが、その回答のバイアスをどう評価なさっているかということが一つ。

もう一つ、バイアスという意味では、住民基本台帳を母集団にしているのですけれども、そもそもある種の人たちは住民基本台帳にいないかもしれないという可能性はどれだけ考慮していたのか。3番目の質問につきましては、外国人の世論調査を設計しようとした場合にも当てはまります。信頼できる母集団のフレームがないのです。住民基本台帳を使えばいいという話があるのですけれども、住民基本台帳による外国人の捕捉が必ずしも正しくない、つまり、動いてしまうという可能性があって、どこまで母集団フレームとして使えるかは未知数なのです。このトランスジェンダー、もしくは男性もしくは女性ではない人たちというのが、特に住民基本台帳で捕捉不可能な形で全国でいろいろ動いているようなことがあるとすると、そもそも標本の中に載ってこないわけですから、その点についてはどう評価なさっていますでしょうか。3点御意見をお聞きしたいと思います。

○白波瀬座長 テクニカルなところですが、よろしくお願いたします。

○釜野構成員 回収できた4,285に関しては、本当のことを申し上げますと、ここまで行くとは思わなかったのです。私たちは単なる一つの研究グループなので、国や自治体が主体の調査のようにはいかないですし、大阪市さんの協力を得ることはできましたが、共同調査という形での実施ではありませんでした。一方で、大阪市さんが関与するために強制の効力が発生する可能性があるのも、注意すべきだと研究倫理審査の際に指摘がありましたので、様々な方法を回答を促すようなことができない状況でやったのが現状です。当然、民間の調査会社に委託する

一般的な学術的な調査のように謝礼を渡すこともしませんでした。本当に毎日冷や冷やししながら回収状況を追っていました。もちろん、できればほかの大きな学術調査、例えば総合的社会調査ですとか、日本家族社会学会がやっている全国家族調査ぐらいの回収率が欲しかったという気持ちもありますが、今回一般的な内容の調査にSOGIの設問を含めるという新しい試みを、様々な制約がある中でやった割には悪くはないと思っておりました。この数で何とか、今日は性自認の話だけをしましたけれども、性的指向の面でのマイノリティーについても、分析に堪え得るぐらいの数がありましたので、今後の参考になるものであると思います。このような調査をもっと大きい規模でやったらこういう分析ができます、ということを示せたと思います。いわゆる研究ベースでやったので、政府の統計とは違いますが、今後につなげていくという位置づけです。

バイアスに関しては、女性の回答が多かったのと、本当にほかの社会調査と同じように若い男性が少なかったということがあります。研究では、既存の統計の年齢、性別、学歴などを使ってウエイトをかけて性的マイノリティーの割合を出した分析も行っています。御質問の内容からはそれてしまいますが、調査では本人の国籍、親の国籍、生まれた国なども、聞いています。国籍は、大阪であったので特に重要だと思って入れました。この調査での外国人住民の行政区分の分布と住民基本台帳や国勢調査における分布の比較、性的マイノリティーの区別の分布なども示すことができました。

バイアスをどう考えるかについては、判断する基準がまだ少ないということがありますが、少なくともこの調査でトランスジェンダーであると特定された人の割合は、諸外国で行われてきた同様の調査と同程度であったということはできます。国内に関しては、埼玉県さんのデータなども今後二次利用して分析していけば、もしかしたらさらに知見が得られるかもしれません。

○神林構成員 分かりました。ありがとうございます。

○釜野構成員 もう一つ、回答の件は、住民基本台帳と紐づけることはしなかったもので、性別や年齢の回答と住民基本台帳の登録内容との比較はできませんでした。性別がたとえ無回答だったら無回答のままでもやりました。住民基本台帳については、もともと入っていない人もいるのは確かです。これはマイノリティーであってもなくてもあると思います。今回は自分たちがアクセスできる中のベストである住民基本台帳を使いました。性的マイノリティーのコミュニティーベースの調査をやったという声もありましたし、それはそれで必要ですが、すでにやっている方もいるので、私たちがやるべきことはそこではない、役割分担だと思い、性的マイノリティーとそうでない人が同じ母集団に含まれていて比較ができる調査にこだわりました。

お答えになっているか分かりませんが、以上です。

○白波瀬座長 非常に重要なところで、釜野さん、ありがとうございます。

神林さんもだから駄目ということはないのですが、大きな質問が直球できました。明らかにノイズとして存在している場合にはどうかということで、実験的なところでは継続して複数の研究者がやるべきことであろうとは思いますが。

あとは母集団の特定ができない、これは物すごく根幹的な話になりますので、我々が安易に住民基本台帳を持ってきましたので、これが母集団ですよというわけにはいかないと。これについては配慮が必要だよという指摘が神林さんからあったのではないかと考えています。

○神林構成員 補足をいたしますと、政府統計という枠組みの中で動かすためには、ある程度の正確性が求められますので、事前に正確な統計が取れないのが分かっているものを政府統計の中に入れるのは、統計委員会でもかなり嫌がられるといえますか、問題であると言われると思います。ですから、この辺はいま自分たちが持っている知見を使って、どれだけ正当化できるのかというところは考えておかないといけないところだろうと思います。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

だんだん時間がなくなってきましたが、塩見さん、何か御質問やコメントなどはありますか。

○塩見構成員 ありがとうございます。

少し下山さんにお聞きしようと思っていたことに関しては、ほかの方々から既に御質問いただいておりますので、今回は大丈夫でございます。ありがとうございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

1点、神谷さんから非常に重要な御質問をいただきました。その中で1つだけ揚げ足を取るような質問になるかもしれないのですが、神谷さんから最後の締めとしてジェンダー統計の充実を目指すべきだというコメントがあったのですね。この中でジェンダー統計の充実とおっしゃったときにどういう視点で言及されたのでしょうか。ここではもちろん当事者というところでもありますし、もちろん統計は正確であるべき、ということですが、何をもって正確さを担保できるのかというと、既存統計もどれくらい正確なのかと言い始めると、どの統計調査もあぐらかいているわけにはいかないというのが現状だと思います。何かコメントはありますか。

○神谷構成員 ありがとうございます。

もちろん男女別統計も必要でありますけれども、今、お話が出てきたようにSOGIに関する統計も必要であると思います。そして、また、性自認であるとか、あるいは生活上の性別であるとか、あるいは雇用管理上の性別であるとか、そういったところもしっかり視野に入れた上で場面に応じて適切な定義に基づきデータを取得していくということ、それこそが実態をより正確に表していくということになると考えます。今まで見えてこなかったジェンダーに関する課題を浮き彫りにするという意味で、ジェンダー統計の充実につながるのではないかとこのころを申し上げたつもりであります。

前に杉橋先生もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、いろいろなSOGIに関する検討が諸外国でも進んでいて、男女局からも今日もいろいろと資料をいただきましたが、そのような観点も併せて、よりよいワーキングとしての答えが出ていけばいいなと思っております。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

大体もう御意見としてはあれなのですけれども、林さんから基本的に海外の状況も出てき

ているのですが、何か御質問などはありますか。

今日の議論について、大きく柱として、対象者としての当事者の話、質問項目をどう立てるかというカテゴリーだけの話がでてきました。ここでポイントは、統計によって正確な実態を明らかにし、あるいは政策評価にまで展開する場合の貴重なデータとしていくということだとは確かだと思います。そこで、ニュージーランドにあって、このように回答カテゴリーをすでに検討して、カテゴリー間の移行も考慮しているのですが、これはもう統計を超えたところでの議論がそもそもあったのではないのでしょうか。結局ジェンダーは人権の問題だし、この点しっかり議論がなされているという背景があつてのことかと思ってしまうりもするのですが、この辺りの情報は、林さん、何かありますか。

○林局長 杉田さん、ある。

○白波瀬座長 なかったらいいです。

○杉田課長 特にそこまでは、すみません。

○白波瀬座長 分かりました。

川原さん、今日、統計局として一言ありますか。

○総務省川原企画官 総務省統計制度担当の川原と申します。

いろいろと御意見をいただいている、我々とすれば今まで公的統計の整備に関する基本的な計画において、男女別のデータを把握しようということ、可能な限りということでありますが、基本的には推進しているというのが現状かと理解しております。その中に性別欄の配慮という面があつたかと言われると、恐らくそこまでのところは議論をされていないのではないかと個人的には認識をしております。そこをどうしていくべきかというのは、正直に申し上げて私個人も現在勉強させていただいているところございまして、いただいた御意見も踏まえながら、また統計調査としてどうやっていくかというのは、先ほど神林先生からも御意見がありましたとおり、いろいろ考えなくてはいけないところがありますので、引き続きお話を聞かせていただきながらと考えております。

あまり大した意見ではなく、申し訳ございません。

○白波瀬座長 とんでもないです。要するに、推進という方向性だけは決まっているということですね。ありがとうございます。引き続きお願いします。

岩本さん、何か神林さんの。

○岩本構成員 1点、神林さんから、トランスジェンダーの人で住民基本台帳にいない人が実際には住んでいるとか、いるはずの人が住んでいないとか、そのずれはどうなのだろうかという御質問がありましたので、その点についてお話しさせていただければと思います。外国人の方の場合、ある程度のずれがあるというのは先生がお話しされていたことですが、トランスジェンダーを含めLGBTQで日本国籍の人についていうと、いろいろな仕事や学校での手続きや、車の運転免許証の取得更新など、生活のいろいろな場面で住民登録に基づく住民票などが必要な場合が往々にしてあります。もちろん役所で転居手続きをせずに住所だけを変更してしまうことはなくはないですが、一部の外国人の場合と異なり転居手続きをしないことでのメリットはな

いかわずかであり、ずれはかなり小さいと思われま。一方でLGBTQでない、異性愛でシスジェンダーの人も、住民基本台帳どおりに住む人ばかりではありません。LGBTQの人々が様々な職業・地域に広く分布していることを踏まえると、外国籍の人の場合とは事情が大きく異なります（ただし、外国籍の人といっても多様であり一概にいうことは困難です）。LGBTQの人とそれ以外の人との間での住民登録のずれの差異は小さいと見込まれます。集住地区のエリア調査のような場合は事情が多少異なるとしても、一般的な住民調査の場合、分析結果への影響はごくわずかと考えられます。ただ、そのずれがどれぐらいあるのかということについては、今後調査できちんと押さえることは必要ではないかと考えています。

以上です。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

今日もいろいろ充実したやり取りができたと思います。大変ありがとうございます。

林さん、手が挙がっています。何かありますか。

○林局長 先ほどニュージーランドについてのお尋ねがありました。一般論でございますけれども、例えばニュージーランド、それから、オーストラリアは、パスポートの性別表記でXを入れたのもう10年前なのです。この性別表記の課題については恐らく我々よりも早く問題意識を持っていたということは明らかに言えると思います。

私自身、例えば経済政策が私の専門なのですが、オーストラリア、ニュージーランドなどはかなりいろいろ議論をして、まずは導入してみるという面は結構あるように思います。例えば金融政策でもそうなのですけれども、インフレターゲットを早く導入した国ですが、いろいろやってみる、改革をしていくというマインドセットがあることも私は関係があったのではないかと考えております。

日本では、議論から逃げるといっても少なくないのですけれども、そういうことではいつまでたっても何も進まないと思います。まずは今回こうやってワーキング・グループを立ち上げてしっかり議論する。ニュージーランドより10年遅れていますけれども、まずは議論することがとても大事ではないかと考えております。

あと一言、よろしいですか。

○白波瀬座長 どうぞ。

○林局長 すみません。時間も過ぎたところですが、皆様、本当にこのワーキング・グループに御参加いただきまして、ありがとうございます。

私、来週火曜日、これは公務員の常なのでございますが、人事異動がございまして、これまで携わってございました内閣府の経済財政部局に戻ります。

このジェンダー統計のワーキング・グループについては、今回、まさに女性版骨太の方針に、政府としてこのワーキング・グループで取りまとめをしていただくということも決めさせていただきましたので、ぜひこのワーキングの先生方につくっていただき、そして、この日本の状況、特にジェンダー統計の充実に向けて変えていただけるようお願いを申し上げて、私からの退任の御挨拶とさせていただきます。

本当に先生方、どうもありがとうございました。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

こちらこそ本当に林局長がいらっしゃったのでこのワーキング・グループも立ち上げることができ、本当に林さんとは妙な御縁で、でも、マインドセットが同じなので、一緒に仕事しやすいという感じもございました。とにかくやらなければ、後発国だから急いでやってしましましょうというところで、いろいろな外側の味方を入れて物事を動かしていく。残念ながら異動されることについては心苦しい限りですけれども、経済財政部局に戻られて、もちろん経済、賃金格差の問題は基本という形で今回も出るわけですが、引き続きどうかよろしくお願いいたしますと思います。

本当にこれまで皆さん一同を代表いたしましてお礼とともに、ますますの御活躍あるいは引き続きの御縁、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○林局長 ありがとうございました。

○白波瀬座長 ありがとうございました。

では、時間を過ぎてごめんなさい。事務連絡はありますでしょうか。よろしいですか。

○杉田課長 次回は7月15日の午後に予定しておりますので、またヒアリングの3回目ということで、よろしく願います。どうもありがとうございます。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

では、本日のワーキングは以上とさせていただきます。また次回もよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。以上です。